

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

Table with columns for '福島県' (Fukushima Prefecture), '出荷制限' (Shipping Restrictions), and '摂取制限' (Intake Restrictions). It lists various agricultural products such as '原乳' (Raw Milk), '野菜類' (Vegetables), '穀類' (Grains), '水産物' (Aquatic Products), and '肉' (Meat) with their respective shipping and intake limits.

※1 南相馬市(平成24年3月30日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村
※2 相馬市(平成24年3月30日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年7月1日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付指示により設定された帰還困難区域に限る。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鯉ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、気仙沼市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、大和町、大衡村、色麻村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬崎町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市	
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年1月29日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
クワ	那須町	
肉	牛肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。))
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

都道府県	出荷制限
福島県	H23.8.9～：福島市、桑折町
	H24.8.1～：福島市、伊達市、郡山市、三春町
	H24.8.2～：川俣町
	H24.8.7～：田代町、吉野町
	H24.8.10～：二本松市、大玉村
	H24.8.20～：郡山市
	H24.8.14～：喜望峯町、喜茂川町
	H27.8.10～：広野町
	H24.4.24～H23.9.11解除：会津美里町
	H27.4.30～：南相馬市
	H24.8.2～：福島市、二本松市
	H24.8.7～：郡山市、白河町、喜多方市、会津高野町、楢葉町、飯沼町
	H24.8.10～：伊達市、郡山市、大野町、楢葉町、下郷町、大玉村、南相馬市、喜茂川町
	H24.8.14～：喜望峯町、いわき市、川俣町、石川町、天栄町
	H24.8.17～：喜望峯町、喜茂川町
H24.8.7～：喜望峯町、喜茂川町	
H24.8.14～：喜望峯町	
H24.8.19～：福島市、南相馬市、会津町、南会津町、磐前町、泉崎町	
H24.8.20～：福島市、川内町	
H24.8.22～：郡山市、高野町	
H24.8.29～：本宮市、田代町、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川村、早田町、伊達市	
H24.8.29～：三春町	
H24.8.9～：会津喜多川町、鏡石町	
H24.8.9～：倉山町	
H24.8.10～：昭和町	
H24.4.29～：喜望峯町	
H24.8.9～：只見町	
H24.8.9～：いわき市、二本松市	
H24.8.10～：福島市	
H24.8.24～：川俣町	
H24.8.1～：南相馬市	
H24.8.14～：喜望峯町、喜茂川町	
H24.8.19～：喜望峯町	
H24.8.20～：川内町	
H24.8.29～：本宮市、喜望峯町	
H24.8.10～：田代町	
H24.8.14～：喜望峯町	
H27.8.26～：喜望峯町	
H24.8.19～：天栄町	
H24.8.4～：福島市、川俣町、田代町、福島市、広野町	
H24.8.19～：伊達市、喜望峯町	
H24.8.11～：喜望峯町、喜茂川町	
H27.8.26～：南相馬市	
H24.1.30～：本宮市	
H24.8.10～H24.8.11一部解除：いわき市（解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。）	
H24.8.17～H24.8.18一部解除：喜望峯町（解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。）	
H24.8.17～H24.8.24一部解除：喜望峯町（解除されるワラビは出荷制限の対象から除く。）	
H24.8.29～：南相馬市	
H24.8.11～：郡山市	
H24.8.30～：喜望峯町	
H24.8.14～：喜望峯町	
H24.8.14～：二本松市	
H24.8.14～：喜望峯町	
H23.8.2～H23.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町	
H23.8.9～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.8.6～H27.8.19解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H24.8.6～H25.10.21解除：喜望峯町	
H23.8.6～H24.7.11解除：相馬市	
H23.8.29～：福島市、南相馬市	
H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市	
H23.12.21～H24.1.7解除：福島市	
H23.10.14～H23.11.8解除：伊達市	
H23.8.20～：伊達市、南相馬市	
H24.9.28～H27.12.3解除：二本松市	
H24.10.12～H26.11.17解除：いわき市	
H23.12.9～H26.11.17解除：相馬市	
H23.8.9～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H23.12.9～H25.12.25解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字藤川、原町区馬場字葉原、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
H25.1.4～H26.3.13一部解除：福島市（旧大宮生村の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。）、	
H24.11.15～H25.11.7一部解除：南相馬市（旧石神村の区域に限る。）、	
H24.12.25～H26.3.13一部解除：喜望峯町（旧長沼町の区域に限る。）、	
H25.1.4～H26.3.13一部解除：郡山市（旧高野村の区域に限る。）、	
H25.1.4～H26.3.13一部解除：二本松市（旧小浜町及び旧津川村の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、	
H24.1.4～H26.3.13一部解除：桑折町（旧伊達崎村の区域に限る。）、	
H25.12.18～H25.7.10一部解除：福島市（旧立子山村の区域に限る。）、	
H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島市（旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。）、	
H25.3.29～H25.7.10一部解除：福島市（旧佐倉村の区域に限る。）、	
H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市（旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。）、	
H25.1.4～H25.7.10一部解除：福島市（旧野田村及び旧平野村の区域に限る。）、	
H25.1.4～H25.11.7一部解除：本宮市（旧和木沢村（白沢村）の区域に限る。）、	
H25.3.25解除：南相馬市（旧太田村の区域に限る。）、	
H26.12.17～H27.6.23一部解除：本宮市（旧白岩村に限る。）、	
H26.12.17～H26.3.25解除：大玉村（旧大山村に限る。）、	
H23.11.17～：福島市（旧小野村の区域に限る。）、	
H23.11.29～：伊達市（旧小野村及び旧吉野町の区域に限る。）、	
H23.12.8～：福島市（旧福島市の区域に限る。）、	
H23.12.8～：二本松市（旧津川村の区域に限る。）、	
H23.12.19～：伊達市（旧佐倉村及び旧佐倉村の区域に限る。）、	
H24.1.4～：伊達市（旧塚本村の区域に限る。）、	

○箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

青森県		出荷制限	
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：牛菌類等、露上菌(ナラタケを除く。) H24.10.28～H27.11.20解除：牛菌類等(ナラタケに限る。)	
		H24.10.28～：青森産(ナラタケを除く。) H24.10.30～H27.11.20解除：青森産(ナラタケに限る。)	
		H24.10.17～：糠な真実(ナラタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20解除：糠な真実(ナラタケに限る。)	
		H25.10.28～H29.3.31解除：露上菌(ナラタケに限る。)	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東津軽郡大湊町と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町榊原岬灯台の正東の線、最大高潮時海岸線上青森県手島漁港の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
農作物	タケノコ	H24.8.31～：一節等、真月等 H24.8.30～：真月等(下部の区域を除く。) H25.4.30～H29.9.9解除：一節等、真月等(旧丸森町、旧庄内町、旧高田町、旧小湊町、旧竹野村及び旧本郷村の区域に限る。)	
		H24.11.2～：一節等、真月等 H24.10.19～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.10.20～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.10.20～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.8.29～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.10.20～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.8.7～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.8.7～H24.10.19解除：真月等、真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.8.10～H24.8.10解除：真月等 H24.10.19～H24.10.19解除：真月等(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.10.23～：真月等、真月等 H24.11.2～：一節等、真月等 H24.10.11～：一節等、真月等、真月等	
		H24.10.18～：真月等 H24.10.18～：真月等	
		H24.10.23～：真月等、真月等 H24.10.18～：真月等、真月等	
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.10～：真月等、真月等 H24.8.10～：真月等 H24.10.23～：真月等、真月等 H24.11.7～：真月等、真月等 H24.10.8～：真月等	
		H24.8.10～：真月等、真月等 H24.8.14～：真月等 H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等	
	コシアブラ	H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等	
		H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等 H24.8.19～：真月等	
	セリ(野生のものに限る。)	H24.8.20～：真月等 H24.5.30～H27.12.31解除：一節等	
		H24.8.18～：真月等、真月等 H24.8.18～：真月等、真月等 H24.8.17～：一節等 H24.8.6～：真月等 H24.8.7～：真月等	
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一節等(旧登清水村の区域に限る。) ～H27.11.1解除：一節等	
穀類	ソバ	H24.11.13～H24.11.13解除：奥州市(旧登清水村の区域に限る。)、一節等(旧大原町の区域に限る。) H24.11.30～H24.11.13解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)	
水産物	スズキ	H24.10.25～H27.11.20解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	クロダイ	H24.11～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2～H25.11.7解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヒラメ	H25.8.4～H25.9.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～：養魚用(交流を含む。) H24.5.8～H27.9.30解除：登米川(交流を含む。)	
	ウグイ	H24.5.1～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち十四田ダムの下流(交流を含む。ただし、石巻川の上流、石巻ダムの上流、入船ダムの上流、野所ダムの上流、外山ダムの上流、田沼ダムの上流、網敷ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池埤ダムの上流を除く。) H24.6.12～H26.7.31解除：矢野川(交流を含む。)	
	肉	牛肉	H24.5.11～H24.8.25解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)
		豚肉	H24.5.10～：全県 H24.7.28～：全県
		鶏肉	H24.5.10～：全県
		牛乳	H24.5.10～：全県
	宮城県		出荷制限
農作物	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 H24.8.1～：丸森町(下部の区域を除く。) H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧緑野村の区域に限る。)	
		H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小湊村の区域に限る。)	
		H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(下部の区域を除く。)	
		H24.10.29～H27.11.13解除：奥州市(旧登清水町、旧高田町、旧高松町及び旧高松町の区域に限る。)	
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.6.29～H24.10.11解除：奥州市(旧登清水町及び旧高松町の区域に限る。)	
		H24.6.7～：大崎町(旧三本木町の区域に限る。)	
		H24.1.16～：白石市、真田町 H24.8.8～：丸森町 H24.8.19～：奥州市 H24.8.8～：真田町	
		H24.4.11～H27.8.29解除：真田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.11～H27.8.29解除：真田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.12～H27.8.29解除：真田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.18～：石巻市 H24.8.29～H27.8.10解除：大崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.8.29～H27.8.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.11～H27.8.29解除：真田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.4.12～H27.8.29解除：真田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	コシアブラ	H24.8.29～H27.8.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
		H24.8.29～H27.8.10解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原産シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
セリ(野生のものに限る。)	H24.8.11～：真田町、大崎町 H24.8.24～：奥州市 H24.8.12～：野田町 H24.4.27～：奥州市		
	H24.8.11～：真田町、大崎町 H24.8.17～：大崎町		
雑穀	大豆	H24.4.25～：真田町、奥州市、大崎町 H24.5.19～H25.3.19解除：奥州市(旧金田村の区域に限る。)	
穀類	米(平成25年度)	H25.3.19～H25.3.19解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)	
水産物	ソバ	H24.12.14～H24.12.25解除：奥州市(旧一宮村の区域に限る。)	
	クロダイ	H24.8.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.11.8～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.4.12～H27.11.13解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域		
水産物	ヒラメ	H24.5.30～H25.4.13解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	マダラ	H24.5.2～H25.9.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	マダラ	H24.5.2～H25.11.7解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	マダラ	H24.5.2～H25.11.7解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	ヒシメ	H24.5.8～H28.2.16解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	アズ(養殖を除く。)	H24.8.27～H25.12.25解除：宮城県内の河川(交流を含む。ただし、セツギダムの上流を除く。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.27～H25.12.25解除：宮城県内の河川(交流を含む。ただし、セツギダムの上流を除く。)	
		H24.8.27～H25.12.25解除：宮城県内の河川(交流を含む。ただし、セツギダムの上流を除く。)	
	ウグイ	H24.8.28～：宮城県内の河川(交流を含む。ただし、セツギダムの上流を除く。)	
	ウグイ	H24.8.28～：宮城県内の河川(交流を含む。ただし、セツギダムの上流を除く。)	
	肉	牛肉	H24.7.28～H24.8.11解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)
豚肉		H24.5.10～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)	
鶏肉		H24.5.10～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く。)	

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

福井県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10～H25.1.23解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流直下から下流の部分に限る。) H24.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H25.3.30～H27.6.23解除：福井県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛肉	H24.8.3～H25.8.28解除：牛場(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛舎を除く。)
	イノシシの肉	H24.3.30～H25.1.23解除：牛場(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	シカの肉	H24.8.12～H25.1.23解除：牛場(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.10～H24.1.9解除：坂本市 H23.8.2～H25.3.26解除：大野原市 H23.8.2～H25.5.31解除：美加市
岐阜県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県
	カキタ	H23.3.21～4.8解除：全県
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.28～：瑞穂市、美濃市、関市 H24.10.10～：高山市 H24.10.18～：中津市 H24.8.28～H25.9.28解除：大野原市(支流を含む。ただし、高井川及びその支流を除く。) H24.10.10～：美濃市 H24.11.19～：大井町 H24.4.27～：養護用のうち瑞穂市から美濃電力株式会社後久穂所管養護用取水施設までの区間(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：瑞穂川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～：養護用のうち瑞穂市から美濃電力株式会社後久穂所管養護用取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H25.6.28解除：高山のうら川田橋の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全県
	シカの肉	H24.11.14～：全県
その他	茶	H23.8.20～H25.2.8解除：岐阜市 H23.8.20～H25.4.7解除：流川市
	茶	H23.8.20～H25.4.7解除：流川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：熊谷市、寄居町 H24.10.29～：上井が丘町 H24.11.5～：鳩山町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.14～：熊谷市、寄居町 H24.10.29～：上井が丘町 H24.11.5～：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	レンゲソウ、フキノオウ、ササユリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
水産物	サケ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	ウナギ	H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、美芝津市 H24.4.5～H25.11.4解除：安房町 H24.4.8～H25.9.21解除：安房町
	カサゴ	H24.4.11～H27.1.22解除：旭市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：志保町
	アサギ	H24.4.18～H25.10.23解除：志保町
肉	イノシシの肉	H23.10.31～H24.10.14解除：瑞穂市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～：高山町 H23.12.22～H24.10.14解除：美濃市 H24.2.29～H24.12.10解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～：長井町
	シカの肉	H24.4.18～：大井町 H24.8.18～H24.11.18解除：山梨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.10.14解除：美濃市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18～H24.11.18解除：千歳町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。)
水産物	コイ	H24.8.18～H24.8.18解除：山梨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。)
	ウグイ	H24.8.18～H24.8.18解除：山梨市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される熊本シタダ(瑞穂農場)は出荷制限の対象から除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.18解除：牛場(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.8.2～9.7解除：大朝白根町 H24.7.4～H24.9.21解除：鹿沼市 H23.8.2～H24.9.21解除：八潮市 H23.8.2～H24.9.21解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除：成田市
茶	茶	H23.8.2～9.7解除：大朝白根町 H24.7.4～H24.9.21解除：鹿沼市 H23.8.2～H24.9.21解除：八潮市 H23.8.2～H24.9.21解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除：成田市
	茶	H23.8.2～9.7解除：大朝白根町 H24.7.4～H24.9.21解除：鹿沼市 H23.8.2～H24.9.21解除：八潮市 H23.8.2～H24.9.21解除：野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解除：成田市
神奈川県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	クマの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
肉	イノシシの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	シカの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
茶	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	クマの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
肉	イノシシの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	シカの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
茶	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
静岡県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	クマの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
肉	イノシシの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	シカの肉	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
茶	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
	茶	H23.8.2～8.29解除：南足柄市 H23.8.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除：栗川町、清川町 H23.8.23～10.26解除：相模原市 H23.8.27～10.26解除：厚木市 H23.8.27～11.9解除：八雲町 H23.8.2～11.10解除：真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除：湯河原町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：碓氷郡、碓氷町 H24.10.17～：小野町、碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、碓氷町(マツタケに限る。) H24.10.11～：碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：碓氷市(マツタケに限る。) H24.10.17～：小野町(マツタケを除く。) H25.10～H27.11.20解除：小野町(マツタケに限る。) H25.10.21～：碓氷町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解除：碓氷町(マツタケに限る。)
	コシアブラ	H24.9.20～：碓氷郡、碓氷町 H24.10.17～：小野町、碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、碓氷町(マツタケに限る。) H24.10.11～：碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：碓氷市(マツタケに限る。) H24.10.17～：小野町(マツタケを除く。) H25.10～H27.11.20解除：小野町(マツタケに限る。) H25.10.21～：碓氷町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解除：碓氷町(マツタケに限る。)
	シカの肉	H24.9.20～：碓氷郡、碓氷町 H24.10.17～：小野町、碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、碓氷町(マツタケに限る。) H24.10.11～：碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：碓氷市(マツタケに限る。) H24.10.17～：小野町(マツタケを除く。) H25.10～H27.11.20解除：小野町(マツタケに限る。) H25.10.21～：碓氷町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解除：碓氷町(マツタケに限る。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御殿場市、小山町 H25.10.8～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：裾野市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御殿場市、小山町 H25.10.8～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：裾野市

※()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年1月29日現在

福島県	摂取制限
非結球性野菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性野菜類（キャベツ等）	<p>H23.3.23～ 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～ 下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.0～：棚倉町（※首根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域
肉	ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象